

令和6年度5月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年5月27日(月) 午前9時30分～午前10時35分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏 8番 吉田 英和 10番 栗原 明夫
11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子 13番 鹿島 正之助
14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀 16番 水村 英紀
17番 新井 祥穂

欠席委員 9番 北田 良孝

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 齊藤 喜代治委員、7番 田中 宏委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字神米金字月見崎です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は284平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は交換によるものです。権利事由は交換による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字神米金字月見崎です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は284平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は交換によるものです。権利事由は交換による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字城字西ノ上です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は980平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上3件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 次に、受人の中富地区の耕作状況についてですが、私が地区担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されております。

申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議 長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 次に、受人の中富地区の耕作状況についてですが、私が地区担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されております。

申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,152平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、来院用駐車場を設置するものです。以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。本件につきましては、私が中富地区の担当ですので意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま

す。

申請番号1番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字柳野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は380平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字上安松字供養の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて53.18平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅敷地として拡張するものです。

以上2件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といた

します。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて957平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて693平方メートルです。以前からの使用賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画に
ついては、妥当なものと思われ
ます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。本件につきましては、私が中富地区の担当ですので意見を
発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われ
ます。

申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目の11筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は11筆合わせて13,452平方メートルです。新規に賃貸借契約及び使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和12年7月31日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は331平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和12年7月31日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は241平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和12年7月31日までの6年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,654平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までの10カ月間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて476平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和12年7月31日までの6年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目です。現況地目は畑で、面積は782平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和12年7月31日までの6年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目の4筆及び三ヶ島五丁目の3筆を合わせた7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて4,196平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年8月1日から令和12年7月31日までの6年間です。

以上7件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員： 申請地のうち、約5反を使用し鶏を平飼いするようだが、大幅に耕作面積を増やして問題ないのでしょうか。また、獣害対策や、鶏糞等による臭気対策については、計画上問題がないのでしょうか。

事務局： 申請者については、現状、5畝ほどの面積に80から90羽を飼育し、採卵しています。実績としては、既に農協などに出荷をしています。今回事業拡大を目的として、約5反の面積に1000羽程度の鶏を飼育し、残りの農地については、緑肥等を作付けし、養鶏用のえさを作る計画となっています。養鶏を行う上で、1羽当たりの必要面積が定められていることに加え、鶏にストレスをかけない飼育をしたいとのことから、今回の申請面積となっています。獣害につきましては、養鶏を行う周囲に万能鋼板を設置し、上部にネットを張ることで獣害対策を講じる予定となっています。また、臭気に対策を講じる予定ではありますが、そもそも周囲に住宅が少ないため、臭気による影響は少ないと考えています。

委員： 臭気については、近隣土地所有者に同意を先に得るべきではないのでしょうか。

事務局： 手続き上では臭気について、隣地土地所有者からの同意などは求めています。そのため、強制的に同意を得るように指導することはできません。ただ、隣地土地所有者等に、迷惑にならないよう注意することについては、譲受人に既に話をしています。なお、現在耕作しているところについても、同様に重々注意するように話をしています。

委員： 隣地土地所有者には説明をしているのか。

事務局： 説明していません。

委員： 飼育する鶏が100羽を超えると、毎年保健所に現況報告を行う必要があると思います。また、万が一、鳥インフルエンザが発生した場合のために、埋却地を確保することが必要と思いますが、申請地は借地のため、所有者からの同意が必要であると思います。確認しているのでしょうか。

事務局： 埋却地について補足しますと、鳥インフルエンザが発生した際の埋却地については、1,000羽だと約7平方メートル分の土地を確保することが法律上決まっています。そして、この申請地については、借地部分に埋却地を設置することについて、所有者からの了承は取れています。

委員： 約5反を使用し、養鶏を行う計画とのことですが、土地の活用方法については、どのように行うのでしょうか。

事務局： 計画としては、ほとんどを野天に近い形で養鶏を行います。また、小さな寝床を数ヶ所設置して、そこ寝させて卵を回収する計画となっています。

委員： 上部にネットを張って対策することのことだが、約5反のすべてにネットを張るのでしょうか。

事務局： 譲受人に確認したところ、上部すべてにネットを張り、ネットが緩まないよう支柱を建てるとのことです。

委員： 農地中間管理事業を通じて貸借している耕作地について、苦情があった場合、どのように対応するのでしょうか。

事務局： 苦情があった場合は、市及び耕作者で対応します。なお、譲受人に既に貸借している農地については、現在まで苦情があったことはありません。

委員： 今回総会において議論した内容を、申請者に対して伝える方法はあるのでしょうか。

事務局： 議論した内容について、申請者に伝えることは可能です。

議長： 他に質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (挙手多数)

議長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長： 申請番号2番及び3番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号2番及び3番について審議します。本件につきましては、私が地区担当ですので意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。

申請番号2番及び3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番及び3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番及び3番については、決定といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、決定といたします。

議長： 申請番号5番から7番までについては、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号5番から7番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。

- 議 長： 申請番号5番から7番までについて、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号5番から7番までについて、決定することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委 員： （全員挙手）
- 議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番から7番までについては、決定といたします。

6 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出については、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出については、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出については、19件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願については、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知については、3件の通知がありました。

7 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時35分）